

**広島県電子契約システム提供サービス
審査表評価基準に基づく評価項目別の評価値**

評価項目	評価視点	配点	一次審査	二次審査
			東芝グループ	東芝グループ
1-1. 技術評価点				
(1) 案件への理解（共通）				
行政の契約事務に対する基本的な理解	・契約の電子化を行う背景や目的、行政が行う契約事務を十分に理解し、発注者の意図に沿った提案がなされている ・サービス提供するにあたっての基本方針が示されている	8	7.0	7.0
類似サービスの導入実績	・地方公共団体等において類似サービスの導入実績があるか (類似：電子署名と地方自治体の関連システムとの連携実績)	8	7.7	7.7
解決すべき課題と目指す姿への理解	・仕様書「3 建設事業の契約事務に関する課題」及び仕様書「4 本サービスの導入により目指す姿と対応方針」(1)に記載の、解決すべき課題と目指す姿を理解したうえで、具体的な提案がなされている ・上記仕様書に記載する以外に、独自の視点で課題やサービス提供により得られる効果が示されている（あれば提示すること）	8	6.0	6.0
(2) 本サービスに求める要件の実現				
● 業務要件				
業務及び提供サービス	・業務要件に記載の県が求めるサービスを理解した提案内容となっている ポイント ①業務実施手順（業務範囲、システム化対象範囲等） ②規模（サービス利用者情報、処理件数等） ③業務の継続の方針等（システムの信頼性、サービスレベル） ④情報セキュリティ ⑤その他（業務時期・時間場所、法制・規則）	4	3.0	3.0
● 機能要件				
① テレワークなど新たな働き方への対応（目指す姿）	・県の考える目指す姿「テレワークなど新たな働き方への対応」の実現に向けて、具体的な方法が提案されている	20	15.0	15.0
② CADデータなど大容量データも含めた契約図書全ての電子化への対応（目指す姿）	・県の考える目指す姿「CADデータなど大容量データも含めた契約図書全ての電子化への対応」の実現に向けて、具体的な方法が提案されている	20	19.2	19.2
③ 事務管理システムなどの既存システムとの連携（目指す姿）	・県の考える目指す姿「事務管理システムなどの既存システムとの連携」の実現に向けて、具体的な方法が提案されている	20	2.5	8.3
④ 機能要件全般	・別記様式－1の「機能一覧」シートに示す各要件について、実現可能かどうか示されている（実現可不可チェック：○…要件通り実現可能、△…要件通りは実現できないが代替案あり、×…実現不可） ・△の場合、その理由や条件を示したうえで、具体的な代替案が示されており、県が想定するサービスのレベルと同等と判断できる	4	1.0	1.5
⑤ 案件管理	・本業務で求める案件管理の要件を理解し、それらに対応するサービスを提供可能と判断できる	4	3.0	3.0
⑥ アカウント管理	・本業務で求めるアカウント管理の要件を理解し、それらに対応するサービスを提供可能と判断できる	4	1.2	1.5
⑦ ファイル登録・確認に係る運用・機能	・利用者がアップロードした全てのファイルを本サービスのストレージに保存できる旨の記載がある ・将来的に本サービスのストレージから外部ストレージサービスへ自動移行することを理解しており、その実現方法に関する記載がある	4	2.0	2.0
⑧ 契約事務（建設工事及び建設コンサル）	・建設工事及び建設コンサルの契約事務について、各種要件を満たし、一連の契約手続きが滞りなく実施できることが説明されている ・画面一覧及び遷移図等を参考に、主な画面イメージ等のサンプルの提示により、必要な機能や画面構成が示されている	4	3.8	3.8

● SLA及び非機能要件				
① 非機能要件全般	・別記様式-2の「非機能一覧」シートに示す各要件について、実現可能かどうか示されている（実現不可チェック：○…要件通り実現可能、△…要件通りは実現できないが代替案あり、×…実現不可） ・△の場合、その理由や条件を示したうえで、具体的な代替案が示されており、県が想定するサービスのレベルと同等と判断できる	4	1.2	1.5
② ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	・操作に習熟していない利用者でも滞りなく業務が実施できるよう、ユーザビリティ及びアクセシビリティに係る様々な工夫が考えられている	4	2.0	2.0
③ 規模に関する事項/性能に関する事項/信頼性に関する事項	・本業務で求める規模、性能及び信頼性の要件を理解し、それらに対応するサービスを提供可能と判断できる	4	2.0	2.0
④ 拡張性に関する事項	・本業務で求める拡張性の要件を理解し、それらに対応するサービスを提供可能と判断できる ・県庁内及び市町との連携拡大等による将来的な取引数増加に対応できる内容となっている	4	2.0	2.0
⑤ 情報セキュリティに関する事項	・本業務で求める情報セキュリティの要件を理解し、それらに対応するサービスを提供可能と判断できる	4	4.0	4.0
⑥ 運用に関する事項/保守に関する事項	・本業務で求める運用及び保守の要件を理解し、それらに対応するサービスを提供可能と判断できる	4	3.0	3.0
(3) 作業実施における工夫				
作業計画書等の作成	・仕様書「7 初期導入作業」(2)-①について、作業計画書等作成に係る作業方針が示されている ・重要なマイルストーンやクリティカルポイント等を踏まえ、実現性の高い具体的なスケジュール案が提示されている	4	3.0	3.0
作業実施するうえでの工夫	・仕様書「7 初期導入作業」(2)-②～⑨及び仕様書「10 成果物、提供資料及び確認資料」について、サービス提供の実施方法や工夫する点が具体的に説明されている ・発注者が想定する会議実施や成果物納品が着実にされるための記載がある	8	7.3	7.3
(4) サービス提供体制・方法に係る適正性と工夫				
サービス構築に関する事項 (実施体制及び要件)	【実施体制】 ・サービス構築における実施体制について各従事者の役割を理解したうえで、適切な人員配置を行い、作業実施体制及び人員構成を提示している ・情報セキュリティ対策の管理体制を提示している 【要件】 ・下記作業要員に求められる要件が全て満たされている (不適合の場合、失格扱い) ア 統括責任者 イ 電子契約システム構築責任者 ウ 情報セキュリティ責任者	4	2.0	2.0
サービス運用保守に関する事項 (実施体制、要件及び支援内容)	【実施体制】 ・サービス運用における実施体制について、各従事者の役割を理解したうえで、適切な人員配置を行い、作業実施体制及び人員構成を提示している ・仕様書「8 本サービス提供体制及び方法」(4)について、サービスの安定供給、問合せや障害等への即時対応等を実施できるような人員体制を構築すると共に、そのことが説明されている 【要件】 ・下記作業要員に求められる要件が全て満たされている (不適合の場合、失格扱い) ア 統括責任者 イ 運用保守責任者 ウ 情報セキュリティ責任者 【支援内容】 ・仕様書「8 本サービス提供体制及び方法」(4)について、サービス運用時の支援体制を十分に備え、円滑な運用のための業務支援（研修実施、ヘルプデスク設置・問合せ対応等）を実施することについて、具体的に説明されている	12	6.0	6.0

「グレーゾーン解消制度」に基づく照会	・産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」の枠組みにおいて、提供サービスが地方公共団体の契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものとして利用が可能であることを確認していることが示されている	8	8.0	8.0
(5) 企画提案				
将来の県庁内及び市町の別のシステムへの連携拡大における対応の提案	・将来、庁内（委託業務等契約）及び市町の別のシステムへ連携拡大する場合の連携拡大の手順や事業者としての対応内容が具体的に示されている ・連携拡大を見据えた現時点での留意事項（提供サービスにおける具備内容）が示されている	20	15.8	15.8
1-2. 技術評価点（任意）				
(1) 自由提案				
自由提案①-1： ビジネスモデルに係る提案	・県、市町、公共事業等受注者（事業者）、サービス提供者等の関係者の間で、システム利用料の授受が可能な仕組みが提示されている ・契約金額が少ない事業者でも参加しやすい仕組みとなっているか（利用料設定の考え方等） ・システム利用料徴収による一部運用費用の捻出や一連のやり取りを行う組織の構築・運営等を含めた、自律したシステム利用の仕組みをビジネスモデルとして提案している（「自由提案①に係る補足資料」に示すビジネスモデル実現を基本とし、その他独自の工夫があれば提案すること） ・提案するビジネスモデルの実現に向けた手順や具体的な方法が説明されている（課題や制約・条件等の分析を含む）	12	6.0	6.0
自由提案①-2： 上記①-1のライフサイクルコスト試算結果	・サービス利用料を含む本事業のライフサイクルコストが試算により提示されている ・試算方法の根拠が示されており、試算結果に妥当性が認められる ・県が想定する事業予算額以内で上記①-1の仕組みを実現できること	12	6.0	6.0
自由提案②： ブロックチェーン利活用の仕組み	・将来的に本県がブロックチェーンを導入した際、電子契約システムとの関係性、参画の位置づけが明記されている ・電子契約システムとブロックチェーンの利活用により、本県の契約事務の業務効率化や、地域経済の活性化策等が示されている	12	6.0	6.0
自由提案③： 上記以外の自由提案	・上記以外に提案者独自の工夫点や提供可能なサービス等について提示されている ・提案が本業務を実施する上で有効と評価できる内容である	8	7.0	7.0
2. 価格評価点（必須）				
(1) 入札金額				
入札金額	・入札金額を基に、次の算定式で判断する。 配点（10点）×（提案者中の最低入札金額） / （当該提案者入札金額） 小数点以下を四捨五入	10	10.0	10.0
3. 政策評価点（必須）				
(1) 政策				
社会保険への加入	・本業務に従事する予定の従業員の社会保険の加入義務者に、未加入者がいないことが説明されている	4	4.0	4.0
労働者の賃金水準	・本業務に従事する予定の従業員の全ての者が最低賃金以上であることが説明されている	4	4.0	4.0
技術評価点		232	152.7	159.6
価格評価点		10	10.0	10.0
政策評価点		8	8.0	8.0
合計（評価値）		250	170.7	177.6